

佐賀県告示第224号

建築主事が所管する区域の指定（平成19年佐賀県告示第518号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<table border="1"><tr><td data-bbox="232 459 1104 501">略</td></tr></table> <p>備考 土木事務所の建築主事が出張、休暇等により不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて<u>県土づくり本部</u>建築住宅課建築主事とその職務を行う。</p>	略	<table border="1"><tr><td data-bbox="1158 459 2022 501">略</td></tr></table> <p>備考 土木事務所の建築主事が出張、休暇等により不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて<u>県土整備部</u>建築住宅課建築主事とその職務を行う。</p>	略
略			
略			